○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出 (82 ページのル参照)

「租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 14 項の規定による公益法人等が財産等を 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書」

> 租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 14 項の規定による公益法人等 が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

		\
	第署受办 令和 3 年 ○ 月 ○	E /
	国税庁長官	
	届出者 〒 ***━**** 所 在 地 東京都○○区××2丁目□	
☞ 受則	は人等の所在	_
地・名	等を記載して 名 称 学校法人 ○○○○	
くださ	法人番号 ◎ ●,●,●,●,● ○,○,○,○,△,△,△,△	
	(連絡先)	_
	氏 名 〇 〇 □ □	_
	電話番号 <u>03 _ 1111 _ X X X X </u>	
	租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のと	
	おり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又は二に	
	規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「基本金に組み入れる方法」といいます。))
	により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。	
	贈与又は遺贈を受けた日 昭 ・(平) 令 ○ 年 ○ 月 ○ 日 承 認 年 月 日 昭 ・(平) 令 ● 年 ● 月 ● (寄附時の住所 下記と同じ)	<u> </u>
	住 所 〒 ***-***	
	益目的事業の用に直接供し 電話番号 東京都〇〇区××3丁目4	,
	(電話番号 03 - 0000 -×××× **** ****	<)
	なった財産等の寄附者 フリガナ 氏 名	
	A 4	
作	X益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細	
署名 電話番品 番品 番品	類 細 目 所 在 地 数 量 公益目的事業の用に直接 公益目的事業の用に直接 供しなくなった 日 供しなくなった理由	
番所士 号在 地		
	── ☞ 寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合 ────	
		—
	基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細	
	類 細 目 所 在 地 数 量 基本金に組み入れた日 基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日	
	☞ 寄附財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなっ 🗔	
	た場合は、こちらに寄附財産等の明細等を記載してください。 📗	
	平・令 年 月 日 令和 年 月 日	
	の他参考事項	
		/
	松牧車政治機 (* 小園の百日や知会・スグ東ボたりさせん。)	/
	税務事態機關 (この順の項目は記載する必要がありません。)	
		3)

イ 使用区分

この届出書は、寄附財産等を特定管理方法により管理している又は管理していた受贈法人等が次の(イ)又は(ロ)の場合に該当するときに使用します。

なお、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定NPO法人等が寄附財産等を 基金に組み入れる方法により管理しなくなった場合には、これらの法人の所轄庁がその事実を国税庁 長官に通知することとされているため、これらの法人についてはこの届出を行う必要はありません。

- (4) 寄附財産等(特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。)を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- (ロ) 寄附財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

口記載要領

- (4) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- (ロ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった 財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- (ハ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、具体的に記載してください。
- (二) 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- (ホ) 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- (^) この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の 適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えあり ません。

ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	

二 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	寄附財産等を公益目的事業の	公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる	
	用に直接供しなくなった場合	書類	
	寄附財産等を基本金に組み入	基本金に組み入れる方法により管理しなくなったこと	
2	れる方法により管理しなくな		
	った場合	が分かる書類	